

令和6年12月2日

各位

共立信用組合  
理事長 鈴木 孝一

## 元職員による不祥事件について

この度、当組合の元職員が、詐欺の疑いで警察に再逮捕・起訴され、今後、公判が予定されております。

当該元職員は、令和5年7月10日に公表致しました不祥事件の当事者であり、令和5年7月8日に詐欺の疑いで逮捕されておりました(令和5年7月28日懲戒解雇済み)。

被害に遭われましたお客様をはじめ、日頃より当組合を信頼してお取引を頂いているお客様、組合員の皆様、地域の皆様に対して、多大なご迷惑、ご心配をお掛け致しました事を心より深くお詫び申し上げます。

社会的・公共的な使命を担い、信用を第一として高い倫理観が求められる金融機関として、このような事態を招いた事は誠に遺憾であり、役職員一同深く反省しております。

今回、再逮捕に至った事件の真相解明に関しましては、余罪の有無も含め、裁判所の判断を待つべき状況にありますが、職員が在籍中の行為により逮捕・起訴されること自体、信用組合の業務の健全かつ適切な運営という観点から、由々しき事態であり、信用組合の公共性にも鑑み、現時点で判明している事実(令和5年7月10日に公表致しました事件の概要)についてご報告させていただきます。

### 1. 令和5年7月10日に公表した事件の概要

|       |  |
|-------|--|
| 事故者   | 元職員(20代男性・渉外係主任(逮捕時))  |
| 発生店   | 雑色支店   |
| 発生期間  | 令和4年8月31日から令和5年7月8日  |
| 発覚日   | 令和5年7月8日   |
| 事故金額  | 2,523,181円(被害者は2顧客、合計2件)   |
| 事件内容  | 顧客に対して、定期預金等の満期処理などと偽り、払戻請求書等に必要事項を記載、押印させて預かり、当組合に対しては解約依頼を受けたと偽り、現金を出金させ、顧客に現金を届けず詐取しておりました。 |
| 発覚の端緒 | 令和5年7月8日、警察の逮捕により、上記詐欺の事実が発覚致しました。   |

### 2. お客様への対応

被害に遭われたお客様には、個別に事実関係をご説明して深くお詫びを申し上げさせて頂きました。

また、被害金額につきましては、元職員の親族より被害者に対して全額弁済をしております。

### 3. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令に基づく監督官庁への届出を行うとともに、警察の捜査に全面的に協力を行ってまいりました。

### 4. 事故者及び関係者の処分

当該元職員は令和5年7月28日付で懲戒解雇処分としました。また、役員及び関係職員につきましては、経営責任及び管理監督責任等を踏まえて厳正な処分を行いました。

### 5. 今後の対応

当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして取り組んでまいりましたが、今回の事件発生を重く受け止め、コンプライアンス態勢、相互牽制及び内部管理態勢の更なる充実・強化の徹底を図り、信頼回復と再発防止に向けて役職員一同全力で取り組んでまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

担当部署： 共立信用組合 法務部

電話番号： 03-3762-7777 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除きます)